

議案第 20 号

久喜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

久喜市特別職報酬等審議会条例（平成22年久喜市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職するものとされた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に該当する教育長が在職している場合は、その在職期間に限り、この条例による改正後の第 2 条の規定は適用せず、改正前の第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。